

北星学園大学附属高等学校の「教育を語り支える会」会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、「北星大学附属高等学校の教育を語り支える会」と称し、事務局を北星学園大学附属高等学校内に置く。

【目的】

第2条 北星大学附属高等学校の教育振興に賛同し、その発展に協力する。

【会員】

第3条 本校卒業生保護者・在校生保護者・教職員（退職した教職員を含む）および北星大学附属高等学校教育に賛同するものをもって構成する。

【事業】

第4条 本会は、その目的達成のために、次の事業を行なう。

1. 学校教育活動を推進させるための諸活動。
2. 公費助成のための諸活動。
3. P T A ・ 同窓会 ・ 後援会および関係諸団体との連携、協力活動。
4. 会員相互の親睦・交流活動。
5. 会報「銀河系」の発行活動。
6. その他諸活動。

第2章 運営

【会議】

第5条 本会は、前条の事業遂行のため、次の会議を行なう。

1. 総会は、毎年6月に開催し、事業報告・決算・監査・事業計画・予算等の審議および役員の変更を行なう。なお、事情により日時の変動も可能とする。
2. 必要がある場合は、臨時総会を開くことができる。
3. 総会の議決は、出席者の過半数によって決する。また、総会および臨時総会は、あらかじめその目的・期日および場所等を会員にしらせる。
5. 役員会は、必要に応じて開き、本会の事業に関する諸計画・決算・予算・その他諸報告の作成等の会務を協議、決定する。
6. 役員会は、会長・副会長・参与・常任幹事・事務局長・事務局次長・事務局員・会計・監査をもって構成し、総会につぐ決議機関とする。
7. 事務局は、事務局長・事務局次長・事務局員および必要に応じて役員をもって構成し、総会および役員会で決定した事項を執行する。

第3章 役員

【役員】

第6条 本会に、つぎの役員をおく。

1. 会長(1名)は、本会を代表し、会の事業・業務を統括する。
4. 副会長(3名)は、会長を補佐し、会長不在または事故の場合これを代行する。
1. 顧問(若干)は、会長の指名によりおくことができる。
2. 参与(若干)は、役員会に参画し助言等を行なう。なお、学校長・PTA 会長・同窓会長を参与にいれる。
5. 常任理事(学校1名、卒業生保護者若干名)は、会務に出席し、会務の円滑化をはかる。
6. 事務局長(1名)は、総会および役員会の決定事項に従い、会務の業務について責任をもって遂行する。なお、事務局次長および、事務局員を委嘱することができる。
6. 事務局次長(1名)は、事務局長を補佐する。
7. 事務局員(若干)は、事務局長を補佐し会務の事務を処理する。
8. 会計(学校1名、卒業生保護者2名)は、本会の会計業務を処理する。
9. 監査(2名)は、本会の会計全般について監査し、総会に報告する。

第4章 会計

【会計】

第7条 本会の事業経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第8条 会費は、年額2,000円とする。なお教職員は団体加盟とし、年額50,000円とする。

第9条 本会の会計年度は、6月より翌年5月末までとする。

第5章 弔慰

【弔慰】

第10条 会員の死亡に際しては、弔電を打ち、弔意金5,000円を支給する。

付 則

本会則は、1973年12月3日から施行する。

本会則は、1988年6月25日から施行する。

本会則は、1989年6月17日から施行する。

本会則は、1992年6月20日から施行する。

本会則は、2002年6月28日から施行する。(校名変更に伴う改正)

本会則は、2009年6月20日から施行する。